読み替えられる独立行政法人通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八条第三項	（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法人については、原子力規制委員会規則とする。以下同じ。）で定める	で定める
第十二条の二第二項	前項第一号若しくは第二号に規定する規定又は同項第五号若しくは第六号	国立健康危機管理研究機構法（以下「機構法」という。）第四十三条において準用する第二十八条の二第二項
第四十六条の二又は第四十六条の三	第四十六条の二	
第十九条の二	この法律、個別法	機構法
法人の長	理事長	
第二十四条	法人の長その他の代表権を有する役員	理事長又は副理事長
第二十五条	法人の長その他の代表権を有する役員	理事長又は副理事長
	代表権を有しない役員	理事（機構法第七条ただし書に規定する外部理事を除く。）
第二十六条	法人の長	理事長
第二十八条の二第一項	第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標の策定並びに第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項	機構法第二十七条第一項に規定する中期目標（以下「中期目標」という。）の策定（同条第二項第一号に掲げる事項に係る策定を除く。）並びに機構法第三十条第一項及び第二項
第二十八条の二第三項	第二十九条第一項の中期目標、第三十五条の四第一項の中長期目標及び第三十五条の九第一項の年度目標	中期目標
	第三十二条第一項、第三十五条の六第一項及び第二項並びに第三十五条の十一第一項及び第二項	機構法第三十条第一項及び第二項
第三十五条の二	前条第四項	機構法第三十二条第五項
第三十九条第二項第二号	総務省令	厚生労働省令
第三十九条第三項	子法人に	子法人（機構法第七条第一号に規定する子法人をいう。以下同じ。）に
第三十九条の二第一項	この法律、個別法	機構法

第四十二条	第四十六条の二第一項ただし書	第四十六条の二第二項ただし書	第四十八条ただし書	第五十条の四第二項第一号	第五十条の四第二項第三号	第五十条の四第二項第四号	第五十条の四第二項第五号	第五十条の四第三項	第五十条の四第四項
財務諸表承認日	中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の十五条の三第三項第五号	中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の十五条の三第三項第五号	中期目標管理法人の中期計画において第三十条第二項第六号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第六号の計画を定めた場合又は行政執行法人の十五条の三第三項第六号	政令	の研究者	第三十二条第一項	第三十五条第一項	政令	総務大臣
機構法第三十三条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の承認の日	機構法第二十八条第一項に規定する中期計画（以下「中期計画」という。）において同条第二項第六号	中期計画において機構法第二十八条第二項第六号	中期計画において機構法第二十八条第二項第七号	厚生労働省令	において専ら研究又は教育に従事する者	機構法第三十条第一項	機構法第三十二条第一項	厚生労働省令	厚生労働大臣
	その	その	その		研究に				
	これらの	これらの	これらの						